

定住人口増を目的に住宅用地取得費用・住宅整備費用を助成します

豊丘村では、定住人口増対策として、以下の費用を助成します

(平成27年4月1日以降に所有権移転登記完了・建物完成している場合)

豊丘村に定住を目的として・・・

- ① 「住宅用地」を取得した場合 ⇒ 最高60万円
- ② 「住宅」を新築した場合 ⇒ 最高60万円 (山間地80万円)
- ③ 「住宅」を増改築リフォームした場合 ⇒ 最高30万円 (山間地40万円)
- ④ 「中古住宅」を取得した場合 ⇒ 最高60万円 (山間地80万円)

申請期限：交付要件に該当した日から3年以内

山間地区：堀越区、田村区のうち長沢・笹久保地区、林区のうち佐原・戸中地区、福島区、壬生沢区

助成金のイメージ

建物新築費 補助
60万円 (山間地区80万円)
建物増改築リフォーム費 補助
30万円 (山間地区40万円)

土地取得費 補助 60万円



■豊丘村内に新たに土地を購入して住宅を建築した場合

土地分 60万円 + 建物分 60万円 = 計 120万円 を助成 (山間地区は+20万円)

■豊丘村内の自己所有の土地に住宅を新築した場合

建物分 60万円 を助成 (山間地区は+20万円)

■豊丘村内の自己所有の住宅を増改築リフォームした場合

建物分 30万円 を助成 (山間地区は+10万円)

対象者

- ①世帯全員に、市区町村税の滞納がない方。
- ②自治組織（区、自治会及び隣組）にそれぞれ加入し、地域の行事に積極的に参加しているだけの方。

1. 【土地分】村内に定住のための住宅用地を取得した場合

助成金額 土地取得額 × 1 / 3 (上限 60 万円)

要件

- ①取得する住宅用地の面積が 150 m²以上あること。
- ②住宅用地取得前後、2年以内に住宅の建築に着手すること。
- ③所有権移転登記が完了していること。

2. 【建物分】 村内に定住のための住宅を新築した場合

助成金額	建築工事費×1/10（上限 60 万円、山間地区のみ上限 80 万円）
要件	①独立して生活できる住宅（台所、便所、浴室、居室がある住宅）を新築した場合 ②延べ床面積が「50㎡以上 280㎡未満」であること。 ③併用住宅は、居住部分が1／2以上であること。 ④住宅が完成したとき（完成したことが登記簿で確認できること）。

3. 【建物分】 多世代居住のために住宅を増改築リフォームした場合

助成金額	建築工事費×1/10（上限 30 万円、山間地区のみ上限 40 万円）
要件	①増築の場合は、10㎡以上の居室1部屋以上の増床となるもの。 ②改築リフォームの場合は、住宅機能の向上のために行う補修、改造、設備改善のための工事であること。（外構工事、物置・車庫の設置等に係る経費は対象外） ③併用住宅は、増改築リフォームした部分の居住部分が1／2以上であること。 ④以下のいずれかに該当する世帯であること。 ◇申請者またはその配偶者の親等（子・祖父母含む）と申請日時点で同居しており、3年以上同居を継続する見込みがある世帯 ◇申請者またはその配偶者の親（子・祖父母含む）と、工事完了日から起算して1年以内に同居を新たに始め、3年以上継続する見込みがある世帯 ⑤対象の増改築リフォーム工事に関して、豊丘村の他の補助や助成を受けていないこと。 ※豊丘村地域内消費循環住宅リフォーム助成金との併用はできません。

4. 村内の中古住宅を売買により取得した場合

助成金額	土地…土地取得額×1／3（上限 60 万円） 建物…中古住宅取得額×1／2（上限 60 万円、山間地区のみ上限 80 万円） （ただし、土地、建物とも1・2の要件を満たす場合に限りです）。
------	--

申請に必要な書類

1. 【土地分】住宅用地取得に対する補助

<input type="checkbox"/> 住宅用地取得助成金 交付申請書
<input type="checkbox"/> 土地売買契約書(写し)
<input type="checkbox"/> 建築工事届(写し) か 住宅建築確約書 のいずれか
<input type="checkbox"/> 土地代金領収書(写し)
<input type="checkbox"/> 土地登記事項証明書 ※法務局で取得して下さい。
<input type="checkbox"/> 土地造成工事領収書・設計図・工事写真(造成工事を申請者負担で実施した場合のみ)
<input type="checkbox"/> 他の補助金・助成金の金額の分かるもの(他の補助金を受けた場合のみ)
<input type="checkbox"/> 自治組織加入誓約書
<input type="checkbox"/> 納税義務のある世帯員全ての市区町村税の納税証明書 (直近過去3年分(27年度~29年度まで。30年6月以降は28年度~30年度分までとする) 課税・納税状況等に関する公簿等の閲覧同意書(様式第7号) (豊丘村に課税権がある年度において証明書提出を省略できる)

2・3. 【建物】住宅新築・増改築リフォームに対する補助

<input type="checkbox"/> 住宅新築等助成金交付申請書
<input type="checkbox"/> 建築工事請負(売買)契約書(写し)
<input type="checkbox"/> 建物工事(売買)代金領収書(写し)
<input type="checkbox"/> 建物登記事項証明書(新築・中古住宅取得の場合) ※法務局で取得して下さい。
<input type="checkbox"/> 自治組織加入誓約書(自治会未加入者のみ)
<input type="checkbox"/> 建物平面図(増改築リフォームの場合は前後がわかる平面図)
<input type="checkbox"/> 工事写真(着工前・工事中・完成後)(中古住宅の場合は建物写真)
<input type="checkbox"/> 住民票(世帯員全員分)
<input type="checkbox"/> 納税義務のある世帯員全ての市区町村税の納税証明書 (直近過去3年分(27年度~29年度まで。30年6月以降は28年度~30年度分までとする) 課税・納税状況等に関する公簿等の閲覧同意書(様式第7号) (豊丘村に課税権がある年度において証明書提出を省略できる)
<input type="checkbox"/> 他の補助金・助成金の金額がわかるもの
<input type="checkbox"/> その他村長が必要と認める

※申請様式は、豊丘村ホームページからダウンロードできます。

【お問い合わせは】 総務課 企画財政係 電話 0265-35-9050 有線 35-9050

E-mail: kikaku@vill.nagano-toyooka.lg.jp